明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　規則第二条第二項第一号（八及びヘを除く。）に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第三条の三から第三条の十二までに規定する基準への適合性を証することができない場合にあっては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

（変更登録申請に係る国土交通大臣が定める書類）

第一条の二　規則第四条第三項の国土交通大臣の定める書類は、規則第二条第二項第一号ハ及びホに掲げるもの（第一条の四に定めるものを除く。）とする。

（倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める施設設備基準）

第一条の三　規則第四条の三第一項の国土交通大臣の定める施設設備基準は、規則第三条の三第一号の基準のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準とする。

一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫及び貯蔵槽倉庫	規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの
野積倉庫	規則第三条の七第二項第三号の基準
水面倉庫	規則第三条の八第二項第三号の基準
危険品倉庫	一　規則第三条の三第二号の基準のうち第二条第三号ハからヘまでに係るもの 二　土地に定着した工作物である場合にあっては規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの 三　土地である場合にあっては規則第三条の七第二項第三号の基準
冷蔵倉庫	一　規則第三条の三第二項の基準のうち第二条第四号ニに係るもの 二　規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの

（倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類）

第一条の四　規則第四条の三第三項の国土交通大臣の定める書類は、規則第二条第二項第一号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫及び貯蔵槽倉庫	警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
野積倉庫及び水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
危険品倉庫	一　消防法第十一条の規定に適合していることを証する書類 二　高圧ガス保安法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類 三　液化石油ガス保安法第三十六条第一項の許可を受けていることを証する書類

二　規則第二条第二項第一号（八及びヘを除く。）に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第三条の三から第三条の十二に規定する基準への適合性を証することができない場合にあっては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

（新設）

（新設）

（新設）